

「空気のきれいな施設」 「空気のきれいな車両」 募集中です！



たばこの煙は本人のみでなく周囲の人の健康にも有害なため、**受動喫煙防止対策（非喫煙者をたばこの煙から守る）**が進められています。

福島県では、県内の禁煙に取り組んでいる施設や車両を有する事業所を認証し、ホームページで公表しています。

県民のみなさまが、**たばこの煙にさらされることなく、安心して過ごせる場所**を増やすため、みなさまからの申請をお待ちしています。



Q. 「空気のきれいな施設」「空気のきれいな車両」の認証要件は？

A **施設**

屋内が終日禁煙であること

- ・ 屋内が禁煙であることを表示している
- ・ ビル内にある施設の場合は、施設のある階の共有スペースに灰皿を置いていない

車両

車内が終日禁煙であること

- ・ 車内の灰皿を使用していない



Q. どんな施設や車両が対象になるの？

A **施設**

人の集まる県内のあらゆる種類の施設

- ・ 一般食堂、レストラン、スーパー、事務所、工場、公共施設など、どんな施設からの申請も受け付けています。

車両

バス、タクシー、利用者の送迎用車両
福祉団体、施設の車両
市町村の福祉車両

Q. 認証を受けるとどうなるの？

A

- ・ お客様はもちろん、従業員の健康を守ることができます
- ・ 子どもからお年寄りまで、安心して利用できます



制度の詳細や
申請はコチラ！



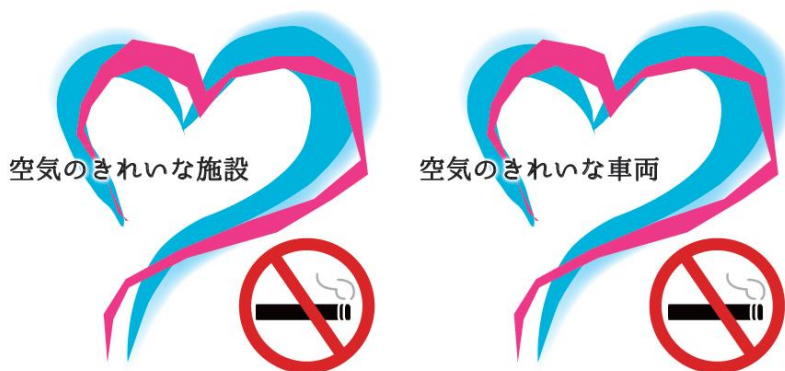
認証を受けるには？

認証申請書を、下記の送付先へ、郵送、FAXまたはメールにてお送りください

制度の流れ



「空気のきれいな施設」「空気のきれいな車両」認証マークの意味



このマークは、水色のハートが澄んだ空気を表し、ピンクのハートが思いやりの心を表しています。

認証施設や車両が増えることで、望まない受動喫煙のない社会を目指しています。

〈送付先・お問い合わせ先〉

※福島市、郡山市、いわき市に所在する施設、事業所の車両の認証は、各市の保健所に申請してください。

県北保健福祉事務所 〒960-8012 福島市御山町8番30号 TEL 024-534-4161 FAX 024-534-4105 メール kenpoku.zoushin@pref.fukushima.lg.jp	相双保健福祉事務所 〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地 TEL 0244-26-1138 FAX 0244-26-1139 メール sousou.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp
県中保健福祉事務所 〒962-0834 須賀川市旭町153-1 TEL 0248-75-7814 FAX 0248-75-7824 メール kentuu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp	福島県健康づくり推進課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL 024-521-7640 FAX 024-521-2191 メール gan-taisaku@pref.fukushima.lg.jp
県南保健福祉事務所 〒961-0074 白河市郭内127番地 TEL 0248-22-5443 FAX 0248-22-5451 メール kennan.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp	福島市保健所 〒960-8002 福島市森合町10番1号 TEL 024-597-8616 FAX 024-525-5701 メール kenkou@mail.city.fukushima.fukushima.jp
会津保健福祉事務所 〒965-0807 会津若松市城東町5番12号 TEL 0242-29-5508 FAX 0242-29-5509 メール aidu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp	郡山市保健所 〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 TEL 024-924-2900 FAX 024-934-2960 メール kenkoudukuri@city.koriyama.lg.jp
南会津保健福祉事務所 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2 TEL 0241-63-0303 FAX 0241-63-0310 メール minamiaidu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp	いわき市保健所 〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 TEL 0246-27-8594 FAX 0246-27-8607 メール hokenjo-chiikihoken@city.iwaki.lg.jp